

宇和島地区広域事務組合告示第 3 号

会計管理者の権限に属する事務の委任及び出納員の権限に属する事務の委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定により、会計管理者をしてその事務のうち別表第 1 の左欄に掲げる事務をそれぞれ当該右欄に掲げる出納員に委任させ、さらに出納員をして委任を受けた事務のうち別表第 2 の左欄に掲げる事務をそれぞれ当該右欄に掲げる会計職員に委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡原 文彰

別表第1 会計管理者の権限に属する事務の委任

委任事務	委任を受ける出納員
所管事務に係る現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の収納及び保管	管理課長
	城辺みしま荘施設長
	寿楽荘施設長
	きほく優愛の里施設長
	広見斎場施設長
	環境センター施設長
	消防本部総務課長
	出納室長
物品の出納及び保管	管理課長

別表第2 出納員の権限に属する事務の委任

委任事務	出納員	委任を受ける会計職員
所管事務に係る現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の収納及び保管	管理課長	管理課に属する分任出納員
	城辺みしま荘施設長	城辺みしま荘に属する分任出納員
	寿楽荘施設長	寿楽荘に属する分任出納員
	きほく優愛の里施設長	きほく優愛の里に属する分任出納員
	広見斎場施設長	広見斎場に属する分任出納員
	環境センター施設長	環境センターに属する分任出納員
	消防本部総務課長	総務課に属する分任出納員
	出納室長	出納室に属する分任出納員
所管事務に係る物品の出納及び保管	管理課長	課長、施設長、室長